指定管理施設モニタリング結果報告書

1 公の施設の概要について

	名称	平戸市大島地区活性化センター		
施設の概要	所在地	平戸市大島村的山川内790番地1		
	所管課	農林課(大島支所地域振興課)		
指定管理者	名称	的山浦区及び的山在区自治会		
	所在地	平戸市大島村的山川内790番地1		
	業務内容	管理施設の利用許可に関する業務 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 管理施設等の維持管理に関する業務 前各号に掲げるもののほか、委託者又は受託者が必要と認める業 務		
ホームページURL				
指定期間		平成30年4月1日~令和4年3月31日		

2 施設の利用状況等について

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開館等日数(日)	93	106	61	66	67
利用者数(人)	1,940	2,364	1,162	1,430	1,462
前年度比(人)	△340	424	△1,202	268	32
前年度比(%)	85.09	121.86	49.15	123.06	102.24
利用料金(円)	55,410	59,470	29,750	24,390	18,610
前年度比(円)	△38,740	4,060	△29,720	△5,360	△5,780
前年度比(%)	58.85	107.33	50.03	81.98	76.30

単位:千円

3 施設の収支状況について

-						
項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入	指定管理料	141,910	117,100	106,438	101,460	113,504
	料金収入	55,410	59,470	29,750	33,390	19,430
	自主事業収入	0	0	0	0	0
	その他の収入	32,724	18,702	34,683	31,944	47,757
	計	230,044	195,272	170,871	166,794	180,691
支出	人件費	0	0	0	0	0
	維持管理経費	229,396	193,280	169,771	166,134	180,471
	自主事業経費	0	0	0	0	0
	その他の経費	648	1,992	1,100	660	220
	計	230,044	195,272	170,871	166,794	180,691
収支	(収入-支出)	0	0	0	0	0

[※]その他、必要に応じて、施設の性格ごとに項目を追加する。

4 施設の利用促進や市民サービスの向上の取組

利用者アンケート(実施時期や具体的な方法など)

施設利用後に、利用日誌を記載してもらうようにしており、その中に、施設の破損・異常等についても記載してもらうようになっており、それを元に状況の確認や要望等を行っている。

利用者なら寄せられた意見・苦情及び対応状況

管理者より、室内遮光カーテンの経年劣化による損傷が目立ってきているとの報告を受け、順次交換していくようにしている。また、トイレについて、洋式便座を希望する声があっており、今後検討を行っていく。

利用促進のための独自事業、市民サービスの向上の取組など(取組の内容、効果など)

地区の行事、コミュニティの場として、年間を通し、地区住民に対して、幅広い利用を図っており、地区行事だけでなく、法事や研修等にも利用していただいている。

5 経費削減のための取組

具体的な取り組み内容

管理人として、地区住民の方にもご協力いただき、人件費を抑えている。また、軽微な修繕等については、材料のみ購入し、地区住民にて補修等を行うようにしている。

6 指定管理者による総合評価

利用状況、収支状況などを踏まえて、業務改善につなげていくための総括・自己評価

利用状況は回復傾向にあったが、島内での感染者増加により、最終的に前年度並みとなった。利用料収入については減少しているが、指定管理料により適正に安定した管理運営を行えている。

7 所管課による総合評価(太枠にS~Bの3段階で評価を記入)

市民サービスの向上

公的な利用だけでなく、地区行事や法事等の多様な利用が行われており、市民サービスの向上につながっている。

経費削減の取組

地区に管理運営を任せることにより、地区住民の協力等があり、支出を抑えることができている。

業務改善につなげていくための指定管理者の管理に係る総括的な評価

地区住民の協力もあり、経費的にも施設管理の面でも、安定した管理運営が行われているところであるが、今後、利用者数等の増加のため、対策等を検討する必要がある。

総合評価

Α

※評価基準

- S: モニタリングチェックシートにおいて、全ての項目が「適正」であり、協定書、事業計画書等より優れた 指定管理業務を行っている。
- A: モニタリングチェックシートにおいて、全ての項目が「適正」であり、協定書、事業計画書等に沿った指 定管理業務を行っている。
- B: モニタリングチェックシートにおいて、「要改善」の項目があり、協定書、事業計画書等で定める指定管理業務の一部に課題があると認められ、改善の必要がある。